Ⅱ　事業状況報告書

事業の状況

1　公務災害補償業務に係る分

⑴　消防団員等公務災害補償責任共済事業

基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「責任共済法」という。）第２条第１項に定められている消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づき、市町村等（市町村又は水害予防組合をいう。以下同じ。）の補償に要する経費を市町村等に支払っている。

平成27年度の損害補償費の支払額は、1,819,922千円（2,254件）で、前年度に比べて47,803千円の減となっている。

平成27年度に新たに損害補償費が支払われた者は、団員1,146件（死亡２件、負傷1,144件）、消防作業従事者等57件（死亡０件、負傷57件）で、前年度に比べて団員264件の減（死亡１件の増、負傷265件の減）、消防作業従事者等５件の増（死亡１件の減、負傷６件の増）である。

主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。

ア　療養補償費（傷病の治療に必要な費用を支給するもの）として241,408千円（1,314件（うち新規1,203件））を支払った。

イ　障害補償費（傷病の治ゆ後に一定の障害が残った者に年金又は一時金を支給するもの）として210,714千円を支払った。うち、年金として195,620千円（106件（うち新規６件））、一時金として15,094千円（10件）を支払った。

ウ　遺族補償費（死亡した者の遺族に年金又は一時金を支給するもの）として1,298,879千円を支払った。うち、年金として1,285,379千円（636件（うち新規１件））、一時金として13,500千円（２件）を支払った。

また、平成28年度以降の補償年金等の支払に備えて、責任準備金として22,228,267千円（対前年度311,692千円の減（1.4％減））を計上している。

⑵　消防団員等福祉事業

①　消防団員等福祉給付事業

消防団員等福祉給付事業は、公務上の災害を受けた団員及び遺族の福祉を増進するため、基金が市町村等に代わって行うものである。

平成27年度の福祉給付事業の支給額は、466,802千円（989件）で、前年度に比べて42,561千円の増となっている。

主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。

ア　奨学援護金として38,263千円（93件）を支給した。

イ　障害特別援護金として50,150千円（15件）を支給した。

ウ　障害特別給付金として43,729千円を支給した。うち、年金として40,710千円（99件（うち新規６件））、一時金として3,019千円（10件）を支給した。

エ　遺族特別給付金として251,748千円を支給した。うち、年金として249,217千円（547件（うち新規１件））、一時金として2,531千円（２件）を支給した。

また、変動調整準備金として15,196,804千円を計上しているが、このうち4,432,215千円は、平成28年度以降の福祉年金の支給に備えたものである。

②　公務災害防止事業

ア　消防団員安全装備品整備等助成事業

団員の活動の際に身体的安全を確保するための安全装備品の整備等の事業を実施した市町村に対して助成金を交付した（事業費148,589千円）。

イ　公務災害防止対策普及推進事業

団員の公務災害防止のために、次の４つの研修を実施する市町村などの関係団体に対して助成等を行うとともに、Ｓ－ＫＹＴ研修の講師（Ｓ－ＫＹＴ指導員）の養成を行うほか、ホームページ等による情報提供を行った（事業費38,222千円）。

㋐　消防団員安全管理セミナー

団員の安全確保と健康増進の重要性の認識及び理解を深め、団員全体への啓発普及を図る研修

㋑　Ｓ－ＫＹＴ（消防団危険予知訓練）研修

団員が活動中の危険を予知し、危険に対して適切に対応する手法を習得する研修

㋒　消防団員健康づくりセミナー

団員の循環器系疾患（脳血管疾患・心臓疾患）等の防止を図るための知識や健康増進に役立つ運動実技を習得する研修

㋓　消防団員災害救援ストレス対策研修

団員が災害現場で凄惨な場面に遭遇し、急性ストレス障害を発病することが危惧されることから、惨事ストレス対策についての知識と対応を習得する研修

③　自動車等損害見舞金支給事業

火災、水災などの緊急時に団員がその所有する自動車等で災害現場へ出動し、車両に損害を受けた場合又は平常時にやむを得ず当該自動車等を団活動に直接使用し、又は使用させたとき、車両に損害を受けた場合の見舞金として6,990千円（84件）を支給した。

⑶　その他の事業

①　市町村特別交付金事業

昭和57年度以前の消防作業従事者等に係る損害補償について、市町村等はその全額を補償しているが、基金は、消防団員等公務災害補償責任共済事業において、補償に要する経費のうち２分の１を市町村等に対し支払うこととされているため、残りの２分の１相当額を市町村等に対し交付した（事業費57,695千円）。

②　実務研修会の実施

公務災害補償制度及び公務災害防止対策の必要性への理解を深め、その運用等について市町村等の担当職員の事務処理の適正化を期するため、実務研修会を実施した。

2　退職報償金支払業務に係る分

⑴　消防団員退職報償金支給責任共済事業

基金は、責任共済法第２条第２項に定められている消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づき、市町村の退職報償金の支給に要する経費を市町村に支払っている。

１人当たりの支給額は階級及び勤務年数により異なり、例えば階級が団長の場合に239千円から979千円まで、階級が団員の場合に200千円から689千円までとなっており、平成26年度から各区分において一律５万円（ただし階級が団員で勤務年数５年以上10年未満の区分にあっては５万６千円）引上げられている。

平成27年度の退職報償金の支払額は、17,595,969千円（45,278人）で、前年度に比べて1,596,786千円（８人）の増となっている。その内訳は、当年度に退職した者に係る支払額（現年度退職報償金）が5,152,645千円（13,059人）で、前年度に比べて324,439千円（665人）の減、前年度以前に退職した者に係る支払額（過年度退職報償金）が12,443,324千円（32,219人）で、前年度に比べて1,921,225千円（673人）の増となっている。

また、平成27年度までに既に退職した者の退職報償金で市町村から基金に対し請求が行われていないものに備えて、未払給付引当金12,804,451千円を計上している。